

坂本茂雄 県政かわら版

2024年
仲春号
NO. 73

<坂本茂雄県議会だより>
■高知市丸ノ内1-2-20
県議会 県民の会
TEL 088-823-9936

濱田知事 持続可能な人口構造へ転換

求められる安心・安全な県政の推進



12月定例会で「自衛隊へのオスプレイ配備の見直しを行う坂本議員の求め」に関する意見書について、濱田知事から答弁がなされた。

濱田知事は、2期目就任後初となる県議会12月定例会で、「一次産業や建設業で、若者にとって魅力ある仕事を創出するほか、デジタル技術を活用した生活環境の整備などに取り組み」としたうえで、「『共感』と『前進』の好循環を生み出し、県政の進化に果敢に挑戦する」との決意を示しました。そして、物価高騰対策などを盛り込んだ307億円余りの補正予算など執行部提出の29議案は、全会一致または賛成多数で可決・同意されました。また、2月議会は2月21日に開会。人口減少対策の強化を柱とした来年度予算などを中心に審議が行われ、3月21日に閉会となる予定です。

2月議会 来年度は人口減少対策を抜本強化

来年度の一般会計当初予算案は、前年度比▲2.7%の4655億円ですが、新型コロナウイルス関連費を除くと2019年の濱田県政発足以来「積極型予算」は維持されています。最重要課題には「人口減少対策」を掲げました。本県の出生数は22年に3721人と過去最少かつ全国最少を記録。先日公表された23年は3380人とさらに減少する

シロッキングな報道もありました。そこで県は、移住促進や子育て支援を進める市町村向けの「人口減少対策総合交付金(10億円)」を創設。若者や婚姻数の増加、出生率の向上、共働き子育ての推進を支援することとしています。

この事業は4年間(40億円規模)を想定しており、4〜5年後までに若年人口(34歳以下)の減少傾向に歯止めをかけ、おおむね10年後には現在の水準まで回復させることを目指すとしています。

人口最少県の鳥取県は「子育て王国とっとり」の取り組みを10年に始め、22年の人口動態統計で「合計特殊出生率(一人の女性が一生の間に生む子どもの数)が1.6(前年1.51)にまで増加。これは、全国平均の1.26を大きく上回り、沖縄県、宮崎県に次ぐ全国3位となっています(ちなみに、高知県は1.36

で全国24位・次頁参照)。また、出生数は3752人と前年から44人増加。前年比増は全国唯一で、「子育て王国とっとり」と銘打ち、10年かけて重ねた取り組みの成果が表れ始めたといえます。

災害リスクの減少も重要施策

高知県の「おおむね10年後までに現在の水準まで回復」という目標を達成するためには、「人口減少対策総合交付金」の効果を検証し続けなければなりません。そのうえで、必要に応じて事業規模を拡大する、あるいは、予算の増額や支援期間の延長なども視野に入れた進捗管理が重要であることを指摘しておきたいと思えます。

また、高知への移住者を増加させるなら南海トラフ地震をはじめとした自然災害リスクを減少させ、安心して暮らしてもらえる高知でなければなりません。

観光キャンペーンのキャッチフレーズではなく、真に暮らし続けた環境を整えた安全な「極上の田舎・高知」で共働き・子育てを体感できる施策が求められています。

■坂本議員の登壇予定

3月7日(木) 午後1時〜

※一問一答形式の質疑です



県政要望で知事と意見を交わす県民の会の各議員

療法者は、停電や酸素供給の途絶が生命の危機に直結するため、必要な資機材の確保方法等について、「災害時個別支援計画」を策定している。

○在宅人工呼吸器使用者については、自宅の安全や人工呼吸器の作動等が確認できれば自宅待機だが、そうでない場合は、県内外の医療機関につなげる。

○在宅酸素療法者については、携帯用酸素ボンベを自宅や避難所、医療機関に配送する支援マニュアルを、市町村など関係機関と共有している。

○オストメイト専用トイレは、一部の自治体で備蓄を進めているが、難しい場合には、必要なスペース等が確保できるよう周知している。

(2) 長期浸水エリアの諸対策と「在宅避難」支援の強化や津波火災リスクの回避の取り組みの加速化について

○三重防護の進捗により、排水・止水エリアの見直し・縮小が必要。浸水エリアの津波避難ビル等の水・トイレ・アルミシートが確保できていない場合は、補助金で対応して頂く。

○救援物資の配送は、ドローンで効率的に行うよう高知市と相談。

○津波火災リスクに備え、堤防嵩上げの詳細設計を行っている。工事開始が調整できたら地域へ説明する。

○対策の精度を高めたいし、「在宅避難」にも意を用いていきたい。

その他の要望項目

- ビジネスケアラーの実態調査と福祉と商工労働分野の垣根を越えた取り組みについて
- 持続可能な林業に向けて、皆伐施業における影響の調査・研究の推進について
- 漁師の学校(仮称)職業訓練学校の創設について
- 地域での災害復旧を見据えた、地域建設等事業者の維持について
- 次期教育振興基本計画における教員のメンタルヘルス対策、そのための労働環境の改善、働き方改革の取り組みの迅速化について

能登半島地震から学ぶ南海トラフ地震への備え

2024年元旦に発生した能登半島地震(M7.6)における死者は241人(うち災害関連死15人)、住家被害は74393棟(いずれも2月20日時点)にのびりました。

この震災から多くの教訓が見出されることと思いますが、現時点で今後の南海トラフ地震への備えに生かしていく視点について、日頃、坂本県議が学ばせて頂いてる有識者の視点を報告します。

「起きて欲しくない」の思いや備えを疎かにしてはならない

被害の多くが発生しました。しかし、南海トラフ地震では、さらなる被害として、「津波火災」や「長期浸水」も加わる激甚化・複合化が想定されます。

室崎氏は「想像力をたくましくすれば、正月に大地震が起きることも、過疎地で震度7が起きることも、諸事情で外部支援が受けられないことも、火災で密集地が丸焼けになることも予想できた。起きて欲しくないという思いが最悪の事態を想定させなかった。そのことが、事前の防備を疎かにさせ、深刻な被害を招いたと言っつてよい」と指摘されています。

公的機関に求められる「被災者の利益」を考えた復旧・復興対策

室崎益輝神戸大学名誉教授は、「地区防災計画学会誌」第28号の巻頭言で、能登半島地震において「連続化、広域化、大規模化が連鎖する『特異な地震』が発生し、そして孤立化に無援化さらには不特定化が輻輳した『特異な被災』が起きている」と言及されています。

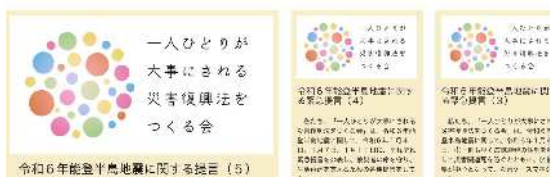
そのような中で住民を襲った被害の様相は、震度7の揺れ、極めて短時間で沿岸部を襲った津波、輪島の朝市街が焼け野原となった地震火災、救援・支援を遅らせた道路の寸断や液状化と、まさに、想定される地震

日弁連災害復興支援委員の津久井進弁護士らが共同代表をされている「一人ひとりが大事にされる災害復興法をつくる会」は、被災者の命と尊厳を守り、日常生活を取り戻すため、支援活動や支援者のバックアップ、法制度の提言などを行っていま

す。そして、今回の能登半島地震に際しても、5回にわたって「緊急提言」を寄せられています。

提言は、過去の教訓をもとに、復旧・復興対策の過程で発生する課題への対応を、いかに「被災者の利益」のためにすべきかを、政府や行政機関に求める内容となっています。それぞれ重要な課題で、今回の能登半島地震における制度の蓄積として、南海トラフ地震や自然災害の被災者支援に繋がることを期待しています。ここでは、その一部を紹介し、復旧・復興をあきらめないための手段として頂ければ幸いです。

「提言」は、災害復興法をつくる会のHPにアップされています。下記のQRコードからアクセスしてください。



災害関連死を防ぐための広域避難、災害ケースマネジメント

【第1回提言 1月4日】

建物倒壊等により避難生活が長期化する可能性が高く、適切な住まいが確保されなければ災害関連死を招きかねないことから、①一刻も早く広域避難体制を整備すること。②被災者一人ひとりの状況やニーズを把握し、必要な支援を求めなく提供する「災害ケースマネジメント」の実施に向けた連携の場の開設すること。

【第2回提言 1月7日】

①災害対応を最優先に自治体内の部署間の横断的な連携を図ること。②水や食料等の生命に関わる物資や、物資支給に関わる応援人員の運送には、空輸を積極的に活用すること。③仮設入居は罹災証明書を不要にすること。④罹災証明書の発行を迅速かつ合理的に行うことなど10項目。

罹災証明書の迅速かつ適切な発行と罹災認定の合理化・効率化を

【第3・4回提言 1月11・12日】

被災者支援の目的に沿って行われる必要があることから、①罹災証明書の申請にあたっては、被災者の負担

となるような資料の提出を求めないこと。②申請の際には、壊れた住居の写真を求めないこと。③罹災認定は、航空写真やドローンを活用した「簡易判定」、一定のエリア内の建物はずべて全壊と判定する「エリア認定」など、考え得る手段をできる限り活用すること。④今現在は半壊の状態でも、余震や降雪により建物被害が悪化することを踏まえ、積極的に全壊の判定を検討すること。⑤一方で、一見被害が少なそうな建物こそ慎重な調査が必要であり、写真を用いて、安易に自己判定方式による認定を進めるべきではないこと。

制度運用は「迷ったら被災者の利益に」を第一に

【第5回提言 1月26日】

慣れない制度ばかりである。過去の教訓から導かれることは、「被災者のために」運用されず、いたずらに公平性を重んじたり、硬直的・消極的・制限的な基準を設けたり、他自治体との横並び意識を優先すると、被災者に二次的な苦難を強いる結果になる。真に被災者のために運用するためには、弾力的で柔軟な運用が必要だ。

.....

5回にわたる提言は、そのフェーズにあわせた内容となっています。発災直後は、災害関連死を未然に防ぐための警鐘。10日を経過した段階では、罹災証明書の申請、認定の方法、発行などについて指摘されています。さらに、「地元で元気に暮らせる日までの見通しを明示する」「一人ひとりの被災者のリアル（具体的状況・個人情報）を把握・共有し、「相談支援の充実」を求めています。いずれも、被災地の現場に目を向け、被災者の声に耳を傾け、生命の危機に瀕している方が取り残されないようにとの思いが込められており、実現すべき提言だと考えます。

震災から4週間が経過。避難先で新たな困りごとに直面している被災者が生活再建に向けて歩んでいく段階である。支援策や制度は大切だが、それ以上に重要なのは、一人ひとりの被災者を大事に思う姿勢である。避難所運営、広域避難、仮設住宅、住家被害調査、罹災証明書発行、公費解体、就学支援、被災者生活再建支援金、災害援護資金貸付、事業再生、雇用確保等において、様々な支援制度が提供されるが、普段は使